

(平成19年度変更)

奥久慈地域森林計画書

(奥久慈森林計画区)

計画期間 自 平成18年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

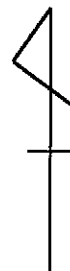
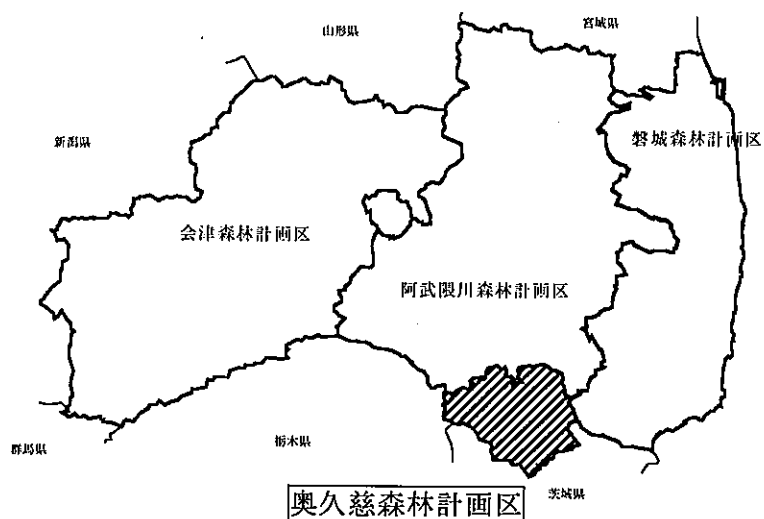
福 島 県

奥久慈地域森林計画変更の主な理由等

- 1 造林面積その他造林に関する事項について変更が生じたため。
- 2 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項について計画量の変更が生じたため。

奥久慈森林計画 計画区位置図

福島県の森林計画区



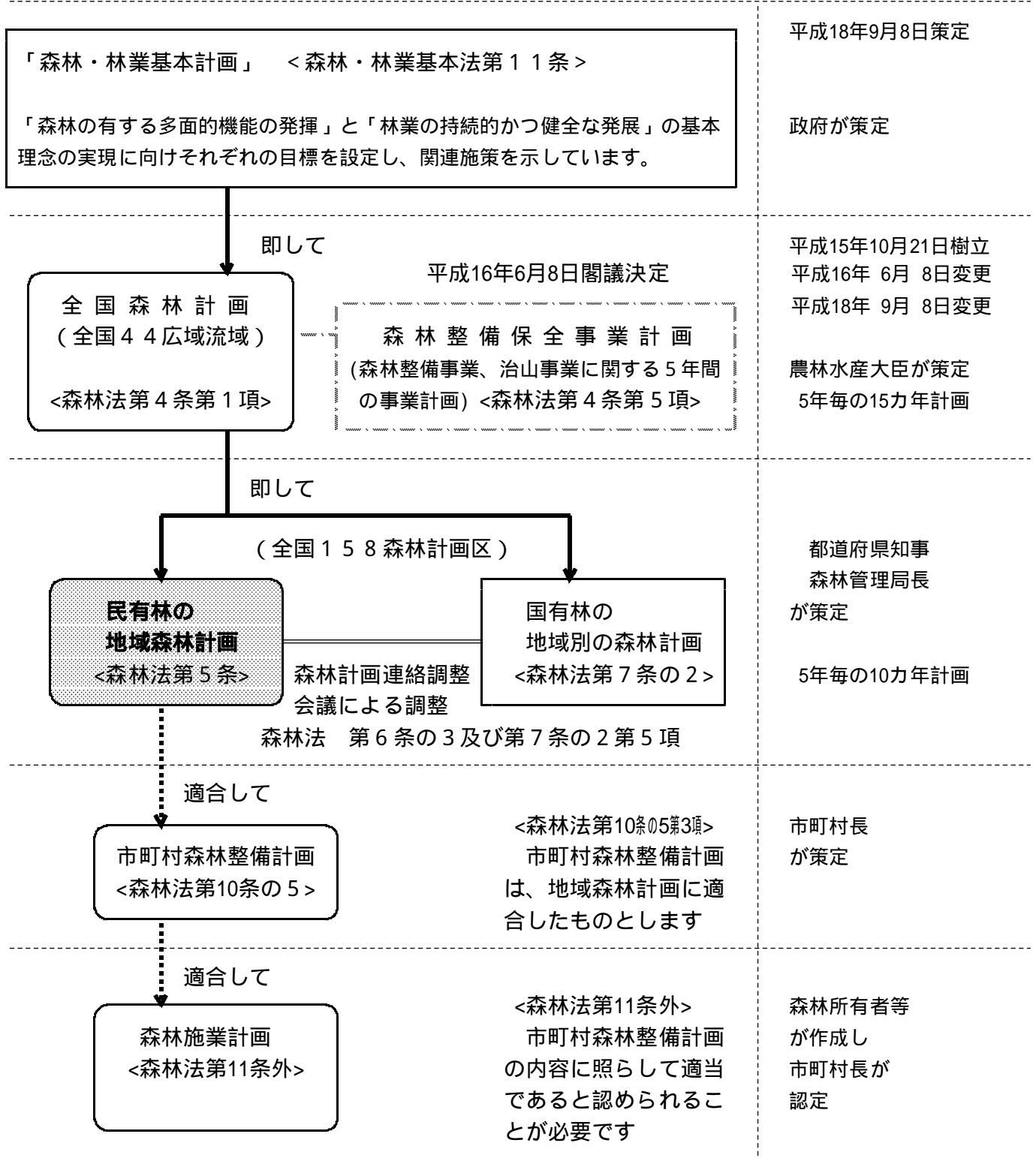
阿武隈川森林計画区



地域森林計画制度について

地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、各森林計画区の民有林について5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」の基本理念の実現に向けた森林整備の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となるものです。



全国森林計画及び地域森林計画における計画期間の対応表

全国森林計画(計画期間15年)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成15年度樹立 全国森林計画 (H16～30年度)																

地域森林計画(計画期間10年)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成17年度樹立 奥久慈地域森林計画 (H18～27年度)																

目 次

計画樹立に当たっての基本的考え方	1
地域の概要 - 自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付け -	1
計画事項	
1 計画の対象とする森林の区域	1
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	1
4 造林面積その他造林に関する事項	1
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	3
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	3
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	3
8 森林施業の合理化に関する事項	4
9 森林の土地の保全に関する事項	4
10 保安施設に関する事項	4
11 特定保安林の整備に関する事項	4
12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	4
13 その他必要な事項	4

別 表

別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	6
別表 2	伐採立木材積	6
別表 3	人工造林及び天然更新別の造林面積	6
別表 4	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	7
別表 5	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき 森林の地区	6
別表 6	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の 種類別の所在及び面積等	6
別表 7	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	6
別表 8	治山事業の数量	6
別表 9	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	6

計画樹立に当たっての基本的考え方

平成18年度変更地域森林計画書のとおり

地域の概要 - 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け -

平成18年度変更地域森林計画書のとおり

計画事項

以下、1～3については、平成18年度変更地域森林計画書のとおり

- 1 計画の対象とする森林の区域
- 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- 4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

造林樹種、造林の標準的な方法及び植栽によらなければ確実な更新が困難な森林については、2(2)の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び(2)の「造林面積」を踏まえ、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

ア 造林樹種に関する指針

平成18年度変更地域森林計画書のとおり

イ 造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとし、そのような範囲内において、多様な森林の整備を図る観点から、多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するものとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、「人工林の植栽本数」に定めた植栽本数のうち、収量比数で「疎仕立て」に相当する本数に

下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を、市町村森林整備計画に記載するものとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めますが、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業改良指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する旨、市町村森林整備計画に記載されるよう留意するとともに、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとします。

(ア)、(イ)については、平成18年度変更地域森林計画書のとおり

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法の指針

a～dについては、平成18年度変更地域森林計画書のとおり

e その他

天然更新は早期に更新を図るものとし、更新補助作業が必要なものについては、補植等を行って適切な更新を確保するものとします。なお、林地全域もしくは一部（おおむね3割以上）に将来成木に成り得る更新木が草本類の背丈を超えて発生している状態、または、林地の全域に近い将来（5年程度）草本類の背丈を超えるであろう更新木が発生している状態をもって、更新完了を判断するものとします。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにおいては、伐採後原則として2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採の場合は、おおむね5年を超えない期間内に更新するものとします。

エ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況等により天然更新が期待できないものについては、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において定めるものとします。

(2) 人工造林、天然更新別の造林面積

平成18年度変更地域森林計画書のとおり

(3) その他造林に関する必要な事項

特になし

以下、5、6については、平成18年度変更地域森林計画書のとおり

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)、(3)、(4)については平成18年度変更地域森林計画書のとおり

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

全国森林計画の計画量を基本として、森林の状況、3の(2)に定める伐採立木材積、林道路網整備計画並びに林道事業実績等を勘案して次のとおり計画しました。

なお、町村毎の数量等については、別表4のとおりです。

区 分		路 線 数	延 長
開 設	新 設	24	41,550
	改 築	<u>8</u>	<u>17,983</u>
拡 張	改 良	<u>20</u>	<u>(82)</u> <u>11,516</u>
	舗 装	27	61,650

単位 延長：m
()は箇所数

以下の8～13については、平成18年度変更地域森林計画書のとおり

8 森林施業の合理化に関する事項

9 森林の土地の保全に関する事項

10 保安施設に関する事項

11 特定保安林の整備に関する事項

12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

13 その他必要な事項

別 表

以下、別表1～3、5～9については平成18年度変更地域森林計画書のとおり

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

別表2 伐採立木材積

別表3 人工造林及び天然更新別の造林面積

別表5 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

別表6 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

別表7 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

別表8 治山事業の数量

別表9 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

別表4 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

総括表

単位 延長:m

開設 拡張 別	種類	農林事務所	路線数	延長 及び 箇所数	備考
開設	新設	県南農林事務所	24	41,550	
		計	24	41,550	
	改築	県南農林事務所	8	17,983	
		計	8	17,983	
	合計			32	59,533
拡張	改良	県南農林事務所	20	11,516	
		計	20	11,516	82箇所数
	舗装	県南農林事務所	27	61,650	
		計	27	61,650	
	合計			47	73,166

開設 拡張 別	種類	位置 (町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域			備考 (路線番号)		
					面積	材積				
						針葉樹	広葉樹			
開設	新設	棚倉町	大梅福岡	1,500	32	7,287	312	その他	5496	
			板木	900	59	5,805	1,452	その他	14030	
			岩井戸	600	35	5,793	1,448	その他	5382	
			居伝金	600	54	9,389	1,044	その他	14031	
			八槻山本	1,900	122	7,425	4,951	その他	14032	
			八槻稲沢	900	66	2,979	1,278	その他	14033	
			漆草戸中	2,400	59	6,991	1,250	その他	14034	
			計	7	8,800					
		矢祭町	福住萩	5,000	(258) 515	(28,275) 56,441	(18,850) 37,628	基幹	2123	
			館谷小野沢	1,200	60	5,868	2,514	その他	14039	
			矢沢入宝坂	1,200	30	4,168	1,042	その他	5527	
			塩ノ平砂崩下	2,000	53	2,916	730	その他	14046	
			沼畑入宝坂	1,800	92	4,264	8,526	その他	14041	
			舟見黒助	1,600	50	6,960	1,740	その他	14044	
			檜山荻	2,500	90	5,116	7,673	その他	14045	
			茗荷大沢	200	75	16,590	1,077	その他	5531	
			計	8	15,500					
		埴町	鎌田折戸	2,000	47	7,390	1,158	その他	14055	
			中ノ沢	3,500	55	11,769	1,028	その他	24212	
			高の平南沢	2,000	42	6,102	1,648	その他	5499	
			清水和久田	1,800	38	11,260	1,097	その他	5062	
			折籠弘川	2,000	68	8,793	3,033	その他	14056	
			一本木五郎内	3,000	100	14,526	3,923	その他	14057	
			鋤木田一本木	1,050	318	61,575	13,659	その他	4353	
			計	7	15,350					
		鯨川村	鋤木田一本木	1,100	(61) 63	(11,348) 11,799	(93) 152	その他		
			官代石井草	800	14	1,584	662	その他	14633	
			計	2	1,900					
		合計			24	41,550				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積・材積で内数

開設 拡張 別	種類	位置 (町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域			備考 (路線番号)	
					面積	材積			
						針葉樹	広葉樹		
開設	改築	棚倉町	馬草平	1,147	30	9,736	483	5380	
			計 1	1,147					
		矢祭町	天神沢支線	4,471	151	32,013	5,401	3103	
			砂崩下大沢	3,553	76	17,200	1,881	4886	
			小野沢	425	52	17,591	711	4435	
			計 3	8,449					
		塙町	鎌木田一本木	3,100	258	47,957	12,432	4353	
			計 1	3,100					
		鮫川村	木戸沢大石草	1,464	34	2,761	1,193	5471	
			関口鹿角平	2,365	(92) 95	(9,995) 11,185	(1,585) 1,585	6198	
			酒垂宝木	1,458	32	533	871	4852	
			計 3	5,287					
		合計		8	17,983				
		拡張	改良	棚倉町	入山細茅	80 1	97	9,337	3,985
上手沢小鯨	810 4				107	21,772	4,694	法面保全 幅員拡張 4847 3 1	
強梨	100 2				111	13,532	388	法面保全 4426 2	
計 3	990 7								
矢祭町	小田川手元			140 5	95	24,406	2,448	法面保全 24200 5	
	砂崩下大沢			70 2	76	17,200	1,881	法面保全 4886 2	
	舟ヶ沢			60 1	40	13,837	320	法面保全 15004 1	
	計 3			270 8					
塙町	湯岐			250 4	52	10,369	2,844	法面保全 4422 4	
	台宿			500 2	40	3,851	1,191	法面保全 5419 2	
	中ノ沢			800 8	55	11,769	1,028	法面保全 24212 8	
	覚石			1,000 2	73	27,483	111	局部改良 5102 2	
	斑塩ノ海			500 2	63	11,110	2,412	法面保全 5802 2	
	支線小川崎			200 2	58	15,646	1,037	法面保全 24222 2	
	折籠			1,000 6	213	32,559	7,192	法面保全 2033 6	
	大日向			1,000 5	62	11,500	1,373	局部改良 15008 5	
	須釜			300 6	33	9,153	1,195	法面保全 局部改良 5406 5 1	
	計 9			5,550 37					
	鮫川村			木之根	300 1	68	7,911	273	局部改良 4413 1
				大戸中(支)	300 1	31	4,502	487	局部改良 4758 1
				官代櫓久保	2,970 26	121	3,053	1,453	局部改良 法面保全 交通安全施設 14633 10 5 11
戸倉				50 1	28	2,180	757	法面保全 5551 1	

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積・材積で内数

開設 拡張 別	種類	位置 (町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域			備考 (路線番号)	
					面積	材積			
						針葉樹	広葉樹		
拡張	改良	鮫川村	岩野草水口	1,086 1	13	810	670	6036 1	
			計	5					4,706 30
			合計	20					11,516 82
拡張	舗装	棚倉町	流岡田	2,562	239	24,343	13,500	3842	
			漆草大梅	2,375	52	10,723	172	6165	
			上手沢福岡	1,623	35	4,160	1,095	5381	
			上手沢小鯨	610	107	21,772	4,694	4847	
			入山細茅	3,536	97	9,337	3,985	14079	
			中ノ内	500	110	11,791	2,404	4727	
			五来山	500	83	7,615	1,252	5389	
			計	7	11,706				
		矢祭町	内川町平畑	2,212	77	27,989	898	14081	
			天神沢支線	4,471	151	32,013	5,401	3103	
			板庭入宝坂	5,756	1,147	286,189	31,029	2156	
			小田川山下	3,284	99	23,762	3,126	14083	
			下関河内	1,315	32	4,661	979	5522	
			福住	2,964	47	7,474	2,490	5840	
			計	6	20,002				
		埴町	板庭入宝坂	6,180	1,147	207,274	24,112	2156	
			稲沢北山本	1,640	(30) 263	(4,511) 28,870	8,298	2154	
			葉山	1,340	56	4,750	3,252	14722	
			支線小川崎	2,300	58	15,646	1,037	24222	
			山形田代	3,000	82	16,212	1,819	14636	
			斑塩ノ海	870	31	5,979	1,094	5802	
			折籠	4,000	213	32,559	7,192	2033	
			計	7	19,330				
		鮫川村	東前田	2,636	95	3,858	3,145	24229	
			上大塩見渡	1,624	40	4,996	1,218	5549	
			江竜田	200	65	5,200	920	5098	
			馬場	300	70	3,600	1,000	4601	
			前沼八斗蒔	2,277	43	5,166	1,198	5877	
			関口鹿角平	2,365	(38) 54	(1,602) 2,288	(1,187) 1,696	6198	
			戸倉	1,210	28	2,180	757	5551	
計	7		10,612						
合計		27	61,650						

(注) 上段()は国有林、< > は官行造林の面積・材積で内数